

介護老人保健施設 紅寿の里 施設サービス事業重要事項説明書
(平成21年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 医療法人社団みゆき会 介護老人保健施設 紅寿の里
- ・開設年月日 : 平成13年1月11日
- ・所在地 : 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
- ・電話番号 : 0237-73-5850
- ・ファックス番号 : 0237-73-5860
- ・管理者名 : 渡邊 智子
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設 (0652380023)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話、自立支援などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[介護老人保健施設 紅寿の里 運営方針]

- 一、地域の保健・医療・福祉等の連携を図り、高齢社会に即したサービスを提供するために、明るく家庭的な施設づくりを目指し、病弱老人や認知症老人等にも対応した、利用者本位の高齢者介護サービスに取り組みます。
- 二、看護・介護その他の職種間のチームワークを重視し、働きやすい職場づくりを目指します。
- 三、地域のボランティア活動等との連携を大切にし、地域の福祉環境のボトムアップを支援します。

(3) 施設の職員体制（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションとの兼務を含む。）

	常勤専従（うち兼務）	非常勤	夜間	業務内容
医師	1	1		利用者の医学的対応等
看護職員	10（10）		（1）	看護および医師の指示による医療行為等
介護職員	37（37）		（4）	介護等
支援相談員	2（2）			相談、苦情受付等
理学療法士	3（3）			機能訓練の実施および介護職員への指導等
作業療法士	1（1）			
言語聴覚士		1（1）		
管理栄養士	1（1）			食事管理、栄養指導等
介護支援専門員	1（1）			サービス計画の立案、介護認定の申請手続き
事務職員	2			利用料の請求等

(4) 定員

- ・定員 100名
- ・療養室 個室 9室、 2人室 10室、 3人室 1室、 4人室 17室

2. ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 介護保険施設サービス

施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

医療：

介護老人保険施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

リハビリテーション：

原則としてリハビリテーションスペースにて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理マネジメントサービスを提供します。

□ 生活サービス：

施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. サービス内容

① サービス計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時45分～ 8時45分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います。）

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 特別な食事の提供（希望による）

⑩ 理容サービス（原則、月1回実施します。）

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 身体の拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

5. 感染症管理体制の実施

施設では、感染症または食中毒が発生し、またはまん延を防止するため委員会を設置し、必要な措置を講じます。

6. 褥創管理体制の実施

施設では、褥創が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、その発生を防止するための委員会を設置し、必要な措置を講じます。

7. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日または1回または1月あたりの金額です。）

項目	金額	利用者負担額
施設サービス（Ⅰ）		
従来型個室		
・要介護1	7,340円	734円
・要介護2	7,830円	783円
・要介護3	8,360円	836円
・要介護4	8,900円	890円
・要介護5	9,430円	943円
施設サービス費（Ⅱ）		
多床室		
・要介護1	8,130円	813円
・要介護2	8,620円	862円
・要介護3	9,150円	915円
・要介護4	9,690円	969円
・要介護5	10,220円	1,022円
体制加算（「注」参照）		
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	120円	12円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	60円	6円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円
・夜勤職員配置加算	240円	24円
減算（「注」参照）		
身体拘束廃止未実施減算	50円	5円
加算（「注」参照）		
・外泊	3,620円	362円
・初期加算	300円	30円
・短期集中リハ実施加算	600円	240円
・認知症短期集中リハ実施加算	600円	240円
・栄養マネジメント加算	120円	12円
・経口移行加算	280円	28円
・経口維持加算（Ⅰ）	280円	28円
経口維持加算（Ⅱ）	50円	5円
・口腔機能維持管理加算	300円	30円

・療養食加算	230円	23円
・認知症ケア加算	760円	76円
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円	3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	40円	4円
・若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円
・認知症情報提供加算	3,500円	350円
・在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）	150円	15円
在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）	50円	5円
・退所時指導加算		
① 退所前後訪問指導加算	4,600円	460円
② 退所時指導加算	4,000円	400円
③ 退所時情報提供加算	5,000円	500円
④ 退所前連携加算	5,000円	500円
・緊急時施設療養費		介護報酬単位数による
・ターミナルケア加算 （死亡前15～30日）		200円
（死亡前14日まで）		315円

(注)

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の50以上配置した時、上記施設利用料に1日12円が加算されます。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合を100分の75以上配置した時、上記施設利用料に1日6円が加算されます。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
施設サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が3年以上の者の占める割合を100分の30以上配置した時、上記施設利用料に1日6円が加算されます。
- ・ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う看護職員又は介護職員を、入所者20名に対し1以上配置した時、上記施設利用料に1日24円が加算されます。
- ・ 身体拘束未実施減算
身体拘束は原則として行ってはならないが、例外的に行う場合において、現行基準を満たさない場合に減算されます。
- ・ 外泊
外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、1月に6日を限度として3,620円、利用者負担額362円になります。

- ・ 初期加算
 入所後 30 日間に限って、初期加算として上記施設利用料に 1 日 30 円が加算されます。
- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算
 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から 3 ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合、1 日につき 240 円が加算されます。
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1 週間に 3 回を限度）
 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から 3 ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合、1 回につき 240 円が加算されます。
- ・ 栄養マネジメント加算
 常勤の管理栄養士が、施設職員と共同して入所者毎の栄養ケア計画を作成し、計画に従い栄養状態等の栄養管理を行った場合
- ・ 経口移行加算
 経管により食事を摂取している利用者毎に経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合で、180 日を限度に加算されます。
- ・ 経口維持加算（Ⅰ）
 著しい摂食機能障害を有し、ビデオレントゲン造影又は内視鏡検査にて誤嚥が認められ、経口維持計画を作成し、管理栄養士が継続して経口摂取を進めるための管理を行った場合、1 日につき 28 円が加算されます。
- ・ 経口維持加算（Ⅱ）
 著しい摂食機能障害を有し、水飲みテスト等で誤嚥が認められ、経口維持計画を作成し、管理栄養士が継続して経口摂取を進めるための管理を行った場合、1 日につき 5 円が加算されます。
- ・ 口腔機能維持管理加算（1 月につき）
 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から、介護職員が口腔ケアに係る技術的助言及び指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成ししている場合、1 月につき 30 円が加算されます。
- ・ 療養食加算
 医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量および内容を有する食事を提供した場合、1 日につき 23 円が加算されます。
- ・ 認知症ケア加算
 認知症専門棟の利用者に対し、個性、心身の状況、生活歴等を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するため、介護職員等を適切に配置している施設について、1 日につき 76 円が加算されます。

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動がある認知症の入所者に、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを配置し、チームとして専門的な認知症ケアを行った場合、1日につき3円が加算されます。
- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準に加え、研修修了者を1名以上配置。施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護職員、看護職員毎に認知症ケアの研修を計画、実施又は実施を予定している施設に対して、1日につき4円が加算されます。
- ・ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合、1日につき120円が加算されます。
- ・ 認知症情報提供加算

認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難な利用者について、入所者又は家族の同意を得た上で、診療状況を示す文書を添えて、認知症疾患医療センター又は認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関に紹介を行った場合、入所期間中に1回を限度として350円が加算されます。
- ・ 在宅復帰支援機能加算

退所後の在宅生活についての相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業所や主治医との連携等、在宅復帰の支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算されます。
- ・ 退所時指導等加算
 - ① 退所前後訪問指導加算：入所中1回（または2回）、退所後1回を限度に訪問して指導を行った場合
 - ② 退所時指導加算：入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
 - ③ 退所情報提供加算：主治医または社会福祉施設に対して診療情報を提供した場合
 - ④ 退所前連携加算：居宅介護支援事業所に対して必要な情報を提供し、かつ、連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
- ・ 緊急時施設療養費（月1回、3日を限度）

緊急時に所定の対応を行った場合は、介護報酬単位数による別途料金が加算されます。
- ・ ターミナルケア加算

当該入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時説明し同意を得てターミナルケアを行った場合、加算されます。

(2) その他の料金

- ① 食費（食材費＋調理相当分） 1,380円／1日あたり

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 居宅費（療養室の利用費）

従来型個室 1,640円／1日あたり

多床室 320円／1日あたり

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居宅費の負担限度額が1日にお支払いいただく居宅費の上限となります。）

※ 外泊された場合にも居室を確保することになりますので、居宅費をお支払いいただきます。

※ 国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する場合

	食費	滞在費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	490円	0
利用者負担第2段階	390円		320円
利用者負担第3段階	650円	1,310円	

- ③ その他

- ・ 特別な食事の提供に関わる費用 250円
月に1回、高級な食材を使用して提供する食材料にかかる費用です。ご希望されない場合はお申し出下さい。
- ・ 日用品費 145円
石鹸、シャンプー、バスタオル等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。ご希望されない場合はお申し出下さい。
- ・ 教養娯楽費（参加時） 25円
クラブやレクリエーションで使用する材料にかかる費用で、利用者が希望された場合にお支払いいただきます。
- ・ 理容料 2,100円～2,600円
理容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ・ コインランドリー使用料／回

 - 洗濯機 200円
 - 乾燥機 100円

コインランドリー使用時にお支払いいただきます。
- ・ 私物クリーニング料／1袋 420円～630円
私物のクリーニングを依頼される場合にお支払いいただきます。
- ・ 電話料 実費
電話使用時にお支払いいただきます。

- ・ 電気使用料／日 100円
 電気毛布、テレビ等の電気器具を施設に持ち込み、個別に使用される場合
 にお支払いいただきます。
- ・ 各種催事参加費 実費
 喫茶店等、施設で企画する催事の費用で、参加された場合にお支払いいた
 だきます。
- ・ 作業リハビリり作品材料費 実費
 希望により作業リハビリりで使用する材料にかかる費用です。
- ・ 予防接種料
 インフルエンザ予防接種にかかる費用で、インフルエンザ予防接種を希望された
 場合にお支払いいただきます。
- ・ 健康診断料 実費
 利用者が健康診断を目的に検査等を実施した場合にお支払いいただく費用です。
- ・ 文書料
 施設で健康診断書等を作成した場合にお支払いいただく費用です。(他施設、病医
 院に対する情報提供にかかるものは含まれません。)

(3) 支払い方法

毎月15日頃または退所後、請求書を指定する先に郵送いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座振替を原則としますが、別の支払方法（現金、銀行振込）を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更が可能です。ただし、現金の扱いは事務室にて行います。

8. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

➤協力医療機関

- ・ 名 称 山形県立河北病院
 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111番地
 寒河江市立病院
 山形県寒河江市大字寒河江字塩水80番地
 山形済生病院
 山形県山形市沖町79番1

➤協力歯科医療機関

- ・ 名 称 丹野歯科医院
 山形県西村山郡河北町大字溝延326

➤緊急時の連絡先

➤防災設備 スプリンクラー、火災自動通報装置、消火器、消火栓、他
➤防災訓練 年2回

➤非常災害用設備の契約内容及び使用方法の徹底 随時

➤非常災害に関する通報方法・連携体制の周知 随時

12. 禁止事項

施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 要望および苦情等の相談

施設に対する要望または苦情等については、担当者または支援相談員にお気軽にご相談いただくか、備え付けられた「皆様の声箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【担当者】支援相談員 松田享、高橋浩之

【受付時間】月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

電話番号 0237-73-5850

14. その他

施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

施設の事業計画・財務内容等を閲覧することもできますので、ご希望の方はお申し出ください。

**施設入所
基準額・加算額**

介護老人保健施設 紅寿の里 (平成21年4月1日現在)

基 準 額			
従来型個室		多 床 室	
(1) 要介護1	734円	(1) 要介護1	813円
(2) 要介護2	783円	(2) 要介護2	862円
(3) 要介護3	836円	(3) 要介護3	915円
(4) 要介護4	890円	(4) 要介護4	969円
(5) 要介護5	943円	(5) 要介護5	1,022円
加 算 額 (主たる加算を記載しております。)			
▶サービス提供体制強化加算	12円/日	▶夜勤職員配置加算	24円/日
▶初期加算 (※1)	30円/日	▶栄養マネジメント加算	14円/日
▶経口移行加算 (実施した場合)	28円/日	▶療養食加算 (提供した場合)	23円/日
▶認知症ケア加算	76円/日		

居 住 費		食 費	
従来型個室	1,640円/日	1日あたり	1,380円
多床室	320円/日		
国が定める利用者負担限度額段階 (第1～3段階) に該当する場合			
利用者負担第1段階	従来型個室	490円/日	300円/日
	多床室	0/日	
利用者負担第2段階	従来型個室	490円/日	390円/日
	多床室	320円/日	
利用者負担第3段階	従来型個室	1,310円/日	650円/日
	多床室	320円/日	

※ 上記金額は非課税です。

- 注) 1. 施設入所サービス費の個人負担額は、上記基準額と加算額、居住費、食費を合算した額となります。
2. サービスの内容により、上記以外の加算額が算定されますのでご了承ください。
3. 初期加算 (※1) は、入所した日から起算して30日以内の期間について (過去3ヶ月間等施設に入所したことがない場合)、1日につき基準額に加算されます。
4. 上記金額は、1日または1回あたりの料金です。
5. 基準額・加算額・利用料は、月1回締めとし、お支払は口座振替を原則としますが、別の支払方法 (現金、銀行振込) を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。
6. 領収書の再発行はできかねますので、大切に保管してください。
7. その他ご不明な点がございましたらお申し出ください。

利 用 料 金 表

介護老人保健施設 紅寿の里 (平成21年4月1日現在)

➤基本料金			
施設サービス費	厚生労働大臣が定める基準の利用料の1割		
➤その他の料金			
食費・滞在費 (1日あたり)	食 費	滞 在 費	
		従来型個室	多床室
利用者負担第4段階 (年金266万円以上)	1,380円	1,640円	320円
利用者負担第3段階 (年金80万円超266万円以下)	650円	1,310円	320円
利用者負担第2段階 (年金80万円以下)	390円	490円	320円
利用者負担第1段階 (生活保護受給者)	300円	490円	0
※上記金額は非課税です。			
特別な食事に対する加算	250円/回		
日用品費	145円		
教養娯楽費	25円 (参加時)		
理容料			
調 髪	2,600円/回 (カット、顔剃り)		
散 髪	2,100円/回 (カットのみ)		
顔剃り	2,100円/回		
コインランドリー使用料			
洗濯機	200円/回		
乾燥機	100円/回		
私物クリーニング料			
小ネット/袋	420円/回		
大ネット/袋	630円/回		
電話料	実費		
電気使用料	100円/日		
各種催事費	実費		
作業リハビリ作品材料費	実費		
予防接種 (インフルエンザ)	広域実施料金による		
健康診断料	実施		
文書料	2,100円		

※上記料金には消費税が含まれています

平成 年 月 日

施設入所の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。		
事業者	所在地	〒999-3522 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
	名称	医療法人社団みゆき会 介護老人保健施設 紅寿の里
	説明者	Ⓜ

私は、本書面により事業者から施設入所について重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。		
利用者	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ
代理人	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ